

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、第143号、第219号

「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(13)

～コミュニティ破壊慰謝料、避難慰謝料、被ばく不安慰謝料が
個別に賠償対象とされるべきであること～

令和2(2020)年9月9日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	日置雅	晴
同	弁護士	濱野泰	嘉
同	弁護士	松田耕	平
同	弁護士	伊藤知	憲
同	弁護士	川見未	華外

目次

第1 はじめに	4
1 被告東電の反論.....	4
2 原告らの再反論.....	4
第2 避難者の精神的苦痛の全体像	5
1 避難者の受けた精神的苦痛	5
(1) 精神的苦痛深化のプロセス	5
(2) 時間の経過と精神的苦痛の内容.....	6
(3) 小括	7
2 本訴訟で主張している精神的苦痛の内容.....	7
(1) 被ばく不安慰謝料として主張している内容.....	7
(2) 避難慰謝料として主張している内容.....	7
(3) コミュニティ破壊として主張している内容.....	8
第3 精神的苦痛は、明確に区別できること.....	9
1 浪江町被害実態報告書に基づく川副ら論文の分類	9
(1) 調査の説明.....	9
(2) 本研究の調査結果	10
2 川副ら論文の分類と原告らが主張する精神的損害との対応関係.....	12
(1) 被ばく不安慰謝料との対応関係【1】	12
(2) 避難慰謝料との対応関係【3】【4】	12
(3) コミュニティ破壊慰謝料との対応関係【2】	13
3 原告らの主張する精神的苦痛は、それぞれ明確に区別できること.....	14

第4 中間指針等の基準では、精神的苦痛は賠償しきれていないこと.....	15
1 これまで「避難慰謝料」として議論されてきたもの	15
(1) はじめに.....	15
(2) 中間指針等により賠償対象とされてきた「避難慰謝料」	15
(3) 小括	16
2 これまで議論されてきた「避難慰謝料」から外れているもの.....	17
(1) 中間指針等で欠落しているもの.....	17
(2) 放射線被ばくの健康影響に対する不安.....	17
(3) 避難及び避難生活による精神的苦痛.....	18
(4) 将来の見通しに関する不安（見通しが不透明なもとで迫られる「選択」など）	21
(5) ふるさとの喪失（コミュニティ破壊）	23
3 精神的苦痛は、これまでの中間指針等では慰謝しきれていないこと	27
第5 原告らの受けた精神的苦痛は属性差がないこと	28
1 川副ら論文のクロス集計	28
2 調査結果	28
3 小括	29

第1 はじめに

1 被告東電の反論

原告らは、精神的損害について、①コミュニティを破壊されたことによる慰謝料（コミュニティ破壊慰謝料）、②避難生活による精神的損害（避難慰謝料）、③被ばくしたことによる将来の健康被害不安による精神的慰謝料（被ばく不安慰謝料）を別個の損害項目として賠償を求めている。

これに対して、被告東電は、本件原発事故による精神的苦痛の不利益は一括して評価されるべきものであって、かつ、既に被告東電から（中間指針等を踏まえ策定された自主賠償基準に従って）慰謝料として支払われているのであるから、原告らが主張するような別個の損害項目（上記①～③）に区分する別の被侵害利益が存在するものではないこと、原告らは、一括して評価されるべき一つの事故による発生した被侵害利益を別個の損害項目であるかのように、二重に評価して慰謝料を請求していること（答弁書31頁）等から、これらの精神的損害による慰謝料が個別に認められるものではないと反論している。

2 原告らの再反論

しかしながら、被告東電の反論は、失当である。

これまで、避難者の精神的損害としては、中間指針や総括基準（以下「中間指針等」という。）により、「避難慰謝料」と呼ばれる内容で捉えられてきたが、精神的苦痛としては、避難に伴う苦痛である「避難慰謝料」以外にも、コミュニティ破壊、被ばく不安慰謝料といった別の内容の苦痛が生じており、これらは明確に区別できる。特に、コミュニティ破壊は、避難慰謝料とは明確に区別して、認められるべきである。

そして、精神的損害の支払基準とされている中間指針等では、これらの精神的苦痛を全くカバーしきれていない。

しかも、原告らが受けた精神的苦痛は、そのほとんどが、性差や避難指示区域

による違いなく、原告ら全体が押しなべて受け続けてきたものである。

したがって、原告らが本訴訟で主張する避難慰謝料、コミュニティ破壊、被ばく不安慰謝料、それぞれの請求が認められるべきである。

以下、詳述する。

なお、原賠審が作成した平成23年8月5日付中間指針を「中間指針」、平成24年3月16日付中間指針第二次追補を「中間指針第二次追補」、平成25年12月26日付中間指針第四次追補を「中間指針第四次追補」、原子力損害賠償紛争解決センターが作成した平成24年2月14日付総括基準を「総括基準」という。

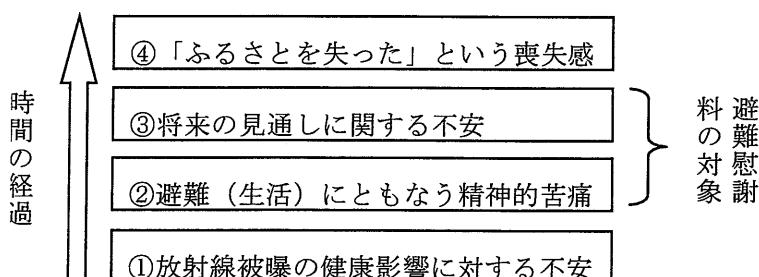
第2 避難者の精神的苦痛の全体像

1 避難者の受けた精神的苦痛

(1) 精神的苦痛深化のプロセス

避難者は、長期化する避難生活の中で、時間の経過と共に、様々な精神的苦痛を受け続けてきた。

こうした精神的苦痛の時間の経過を表したのが、下図2である（甲D205（除本理史教授「意見書」。以下「除本意見書」という）・26頁）。



注：図中②と③の精神的苦痛は、避難慰謝料の対象となつてはいるものの、十分汲みつくされてい るわけではなく、対象外の被害がある（本文参照）。

出所：除本理史『原発賠償を問う——曖昧な責任、翻弄される避難者』（岩波書店、2013年）39頁、図11をもとに加筆・修正。

図2 避難者の精神的苦痛と避難慰謝料

(2) 時間の経過と精神的苦痛の内容

ア 第一に、避難者は、突然起きた原発事故により、情報不足と混乱の中で原発事故による身体的影響についての不安が生じた。また、避難生活を継続していく中で、情報が明らかになるにつれ、さらに放射線被ばくの健康影響に対する不安が現実味をもって増大していった。

上記図1のうち、「①放射線被曝の健康影響に対する不安」は、本件原発事故直後の混乱からはじまり、その後も避難者的心に根強く残る、放射線被ばくに関する健康不安である。

イ 第二に、避難者は、着の身着のまま避難した先で、避難生活の劣悪さはもとより、居住環境や人間関係が激変した中での生活を強いられ続けたことにより、精神的苦痛を受け続けた。

上記図1のうち、「②避難（生活）にともなう精神的苦痛」は、中間指針が、第1期（原発事故発生から6か月後の平成23年9月30日まで）について、「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」として認めている内容であり、原告らが、避難生活の初期から長期に亘り受け続けている精神的苦痛である。

ウ 第三に、避難者は、事情もわからぬまま避難させられ、すぐに戻れるだろうと思っていたにもかかわらず、避難が長引くにつれて、「いつ戻れるのだろうか」という不安が生じた。帰還の見通しが立たず、先行きが不透明な中で、今後の生活に対する不安が増大していった。

中間指針が定める第2期（浪江町については、平成23年10月1日から平成25年3月31日まで）に入るあたりから、原告らの中に次第に生まれてきたのが、上記図1のうち、「③将来の見通しに関する不安」である。

総括基準（平成24年2月12日）は、この時期について、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態におかれていることから来る精神的苦痛があることを認めている。

エ 第四に、避難者は、深刻な汚染状況が明らかとなり、町として荒廃していく故郷を目の当たりにするにつれ、「もう戻れない」「ふるさとを失った」という喪失感が大きくなつていった。

このように、避難生活が長期化するに伴い、上記図1のうち、「④『ふるさとを失った』という喪失感」が次第に現実味をもつて生まれてきたものである。

(3) 小括

以上のように、避難者の精神的苦痛は、避難生活の中で、時の経過により発生、変化しながら、積み重なり、それぞれ存在し続けてきたものである（甲D205・29頁～）。

2 本訴訟で主張している精神的苦痛の内容

(1) 被ばく不安慰謝料として主張している内容

原告らは、本件原発事故により、本件原発事故前の自然放射線等による空間線量を超える放射線に被ばくしたことによって、将来の健康被害が生じるかも知れないという恐怖や不安を抱えて今後の生活を送らざるを得ないことによる精神的損害を、「被ばく不安慰謝料」として主張している。

被侵害利益は、放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穀や平穀な生活を侵害されない権利である。

上記1の分類のうち、「①放射線被曝の健康影響に対する不安」に該当するものである。

(2) 避難慰謝料として主張している内容

原告らは、本件原発事故により、住み慣れた平穀な生活の本拠からの避難を強制され、不慣れな場所や不慣れな環境での長期にわたる避難生活を余儀なく

されたことによって、①意に反する避難とその後の避難生活を強いられたこと、②平穏な日常生活の喪失・自宅に立ち寄れない苦痛、③先の見通しがつかない苦痛、④将来に対する不安・焦燥感・無気力感の増大を要素とする精神的損害を被ったことを、「避難慰謝料」として主張している。

被侵害利益は、原告らの居住・移転の自由、及び、自らが選んだ場所において自らが選んだ時期に正常かつ平穏な日常生活を継続する利益である。

上記1の分類のうち、「②避難（生活）にともなう精神的苦痛」及び「③将来の見通しに関する不安」に該当するものである。

（3）コミュニティ破壊として主張している内容

原告らは、本件原発事故により、原告らが本件原発事故前に浪江町で築き、享受してきた、自然環境、社会環境並びにそのもとで成立していた人間関係、文化及び交流等の一切が複合的・有機的に結合することによって形成される包括的な生活基盤であるコミュニティを破壊され、地域生活利益、平穏な日常生活を奪われたことによる、無形の損害及び精神的損害を「コミュニティ破壊慰謝料」として主張している。

被侵害利益は、原告らの包括的生活利益としての平穏生活権と、これに包摂された地域生活を享受する利益、及び、原告らがかかる地域生活において自己の人格・アイデンティティを形成・発達させる利益である。

上記1の分類のうち、「④『ふるさとを失った』という喪失感」に該当するものである。

なお、除本理史教授は、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを「ふるさとの喪失」（甲D205・8頁）、また、原発事故で損なわれた包括的生活利益のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な一切の絶対的損失を償うものを「ふるさと喪失の慰謝料」としているが（同16頁）、その内容は、原告らが主張する「コミュニティ破壊」及び「コミュニティ破壊

感謝料」と重なるものである。

第3 精神的苦痛は、明確に区別できること

1 浪江町被害実態報告書に基づく川副ら論文の分類

(1) 調査の説明

川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名は、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」（以下「アンケート調査」という。甲D102巻末添付資料）の回答を集計したデータを二次分析する、合同研究を行った（以下「本研究」といい、本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析より一」と題する論文を、以下「川副ら論文」という。甲D206）。

本研究では、精神的被害の経験について性差や年代差、さらには浪江町内の地区による違いがあるのかについて、クロス集計分析¹を行った（甲D206・64頁）。

また、アンケート調査の質問項目がどのような共通性を有しているかを確認するために、因子分析²によって精神的苦痛のカテゴリ一分けを行い、複数の項目間の背後因子を探ることで、「避難生活による精神的苦痛」と「ふるさと喪失による精神的苦痛」の区別を試みている（甲D206・67頁）。

¹ アンケート調査によって収集した回答データを、設問を掛け合わせて属性別に集計すること

² 変数間の関係をなり立たせている「因子」を見つけだし、変数と因子との関係で、変数間の関係を説明しようとする分析方法（甲D207「多変量解析ガイド」）

(2) 本研究の調査結果

ア 精神的苦痛の時的分類

川副ら論文では、アンケート調査のうち原発避難者が被った精神的苦痛に関する質問項目について、時間軸と空間軸で整理し、【1】原発事故に直接起因してもたらされた精神的苦痛、【2】避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛、【3】避難したことにより避難先で生じた精神的苦痛、【4】避難生活のその先への不安による精神的苦痛という4つに分けている（甲D206・60頁）。

この4つの分類は、上述した除本意見書（甲D205）が、精神的苦痛について、避難者の意識が時間の経過にしたがって変化することにともない、①放射線被曝の健康影響に対する不安（【1】）、②避難（生活）にともなう精神的苦痛（【3】）、③将来の見通しに関する不安（【4】）、④「ふるさとを失った」という喪失感（【2】）の4つに分類できるとしている内容と、完全に重なっている。

イ 精神的苦痛の各分類は、因子により明確に区分できること

さらに、川副ら論文では、精神的苦痛に関する35の質問項目について因子分析を行い、背後要因の因子を抽出したところ、以下5つの因子が抽出された。

第一因子は、「⑯避難先では近所に知り合いがないため、人との交流が断たれ、孤独で不安の苦痛」「⑰避難中のため、避難先の地域コミュニティへ遠慮する、参加をためらうなど馴染めない苦痛」「⑧浪江町で長年交際してきた友人と会えなくなった悲しみ、友人の安否を気遣う不安」などの項目に代表される、「人間関係の喪失」因子である。

第二因子は、「⑩土壤や水質も含め、町内全域が安全に暮らすことができる線量まで除染されるのか不安」や「⑪避難先などの生活再建に向け、十分な賠償金が払われるのか不安」、「⑯いつ帰ることが出来るのか、本当に帰ることが出来るのか不安」などの項目に代表される、「将来への不安」因子である。

第三因子は、「⑩避難先の住宅は近隣が気になり、いつも落ち着かず気を使

う苦痛」 「②仮設住宅は狭い、寒暖の差が激しい、結露による湿気など、住環境が劣悪」などの項目に代表される、「避難先の生活の苦難」因子である。

第四因子は、「⑦『低線量被ばく』による影響がはっきりわからない不安」や「⑤放射能が見えない、聞こえない、臭わない、味がない、触っても分からぬ恐怖」などの項目に代表される、「被ばくへの不安」因子である。

第五因子は、「⑯家や庭、敷地、田畠、家畜などが荒れ放題だが、手を入れることが出来ない苦痛」や「⑰長年生活してきた愛着のある家に住むことが出来ない無念」などの項目に代表される、「継承性の喪失」因子である。（以上、甲D 206・69頁）

そして、これらの5つの因子は、以下のとおり、上記アで述べた精神的苦痛の4つの分類（【1】～【4】）に、明確に分けることができる結果となった（甲D 206・69頁）。

【1】原発事故に直接起因してもたらされた精神的苦痛

【1】に分類される質問項目は、第四因子（「被ばくへの不安」因子）を多く含んでいた。

【2】避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛

【2】に分類される質問項目は、第一因子（「人間関係の喪失」因子）及び第五因子（「継承性の喪失」因子）を多く含んでいた。

【3】避難したことにより避難先で生じた精神的苦痛

【3】に分類される質問項目は、第一因子（「人間関係の喪失」因子）及び第三因子（「避難先の生活の苦難」因子）を多く含んでいた。

【4】避難生活のその先への不安による精神的苦痛

【4】に分類される質問項目は、第二因子（「将来への不安」因子）を多く含んでいた。

このように、4つの精神的苦痛の分類が、それぞれ異なる因子からなっていることが、因子分析からも明らかになった。

2 川副ら論文の分類と原告らが主張する精神的損害との対応関係

そして、川副ら論文が導き出した精神的苦痛の分類【1】～【4】は、まさに、本訴訟において原告らが主張している精神的損害の項目に、それぞれ当てはめることができる。

(1) 被ばく不安慰謝料との対応関係【1】

まず、【1】原発事故に直接起因してもたらされた精神的苦痛は、川副ら論文上、第四因子（「被ばくへの不安」因子）に対応するものであるが、同因子を構成する「⑦『低線量被ばく』による影響がはっきりわからない不安」「⑤放射能が見えない、聞こえない、臭わない、味がしない、触っても分からない恐怖」などの項目は、原告らが主張している被ばく不安慰謝料の被侵害利益である「放射線被ばくによる生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる不安や恐怖によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない権利」が侵害されたことによる苦痛と重なるから、原告らが主張している被ばく不安慰謝料に対応するものである。

(2) 避難慰謝料との対応関係【3】【4】

ア 避難に伴う精神的苦痛

【3】避難したことにより避難先で生じた精神的苦痛は、川副ら論文上、第一因子（「人間関係の喪失」因子）及び第三因子（「避難先の生活の苦難」因子）に対応するものである。

ここで、第一因子を構成する「⑯避難先では近所に知り合いがないため、人との交流が断たれ、孤独で不安の苦痛」「⑰避難中のため、避難先の地域コミュニティへ遠慮する、参加をためらうなど馴染めない苦痛」といった項目は、避難先（避難生活）で生じたという点に照らせば、原告らが望まない避難生活を強いられたことにより正常かつ平穏な日常生活を失ったことによる苦痛である。

また、第三因子を構成する「⑩避難先の住宅は近隣が気になり、いつも落ち着かず気を使う苦痛」「⑪仮設住宅は狭い、寒暖の差が激しい、結露による湿気など、住環境が劣悪」といった項目は、原告らが望まない避難生活を強いられる中で避難生活自体から感じ続けてきた苦痛である。

以上によれば、【3】避難したことにより避難先で生じた精神的苦痛は、原告らが主張している避難慰謝料の被侵害利益である「原告らの居住・移転の自由及び自らが選んだ場所において自らが選んだ時期に、正常かつ平穏な日常生活を継続する利益」が侵害されたことによる苦痛と重なるから、本訴訟で原告らが主張している避難慰謝料の（避難生活に伴う精神的苦痛）に対応するものである。

イ 将来の見通しに関する不安

【4】避難生活のその先への不安による精神的苦痛は、川副ら論文上、第二因子（「将来への不安」因子）に対応するものであるが、同因子を構成する「⑫いつ帰ることが出来るのか、本当に帰ることが出来るのか不安」「⑬土壤や水質も含め、町内全域が安全に暮らすことができる線量まで除染されるのか不安」「⑭避難先などの生活再建に向け、十分な賠償金が払われるのか不安」といった項目は、避難生活を強いられる中、避難生活の終わりが見えず、先の見通しがつかない中で、自身の将来について重要な選択をしなければならない苦痛や不安という点を捉えれば、原告らが主張している避難慰謝料の被侵害利益である「原告らの居住・移転の自由及び自らが選んだ場所において自らが選んだ時期に、正常かつ平穏な日常生活を継続する利益」が侵害されたことによる苦痛と重なるものであり、原告らが主張している避難慰謝料（将来の見通しに関する不安）に対応するものである。

（3）コミュニティ破壊慰謝料との対応関係【2】

【2】避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛は、川副ら論文上、第

一因子（「人間関係の喪失」因子）及び第五因子（「継承性の喪失」因子）に対応するものである。

ここで、第一因子を構成する「⑯避難先では近所に知り合いがいないため、人との交流が断たれ、孤独で不安の苦痛」「⑧浪江町で長年交際してきた友人と会えなくなった悲しみ、友人の安否を気遣う不安」といった項目、及び、第五因子を構成する「⑯家や庭、敷地、田畠、家畜などが荒れ放題だが、手を入れることが出来ない苦痛」や「⑬長年生活してきた愛着のある家に住むことが出来ない無念」といった項目は、原告らの従前の地域コミュニティにおいて、自己の人格・アイデンティティを形成・発達させる機会や、平穏な地域生活そのものが失われた苦痛である。こうした苦痛は、【2】避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛は、原告らが主張しているコミュニティ破壊慰謝料の被侵害利益である「原告らの包括的生活利益としての平穏生活権と、これに包摂された地域生活を享受する利益、及び、原告らがかかる地域生活において自己の人格・アイデンティティを形成・発達させる利益」が侵害されたことによる苦痛と重なるから、原告らが主張しているコミュニティ破壊慰謝料に対応するものである。

3 原告らの主張する精神的苦痛は、それぞれ明確に区別できること

以上に述べてきたとおり、川副ら論文によれば、精神的苦痛は時間の経過及びその内容により4つに明確に区別することができる（除本意見書同旨）。そして、それらの4つの分類は、その要素（因子）からすれば、原告らが主張している精神的苦痛であるコミュニティ破壊慰謝料、避難慰謝料及び被ばく不安慰謝料の被侵害利益にそれぞれ対応するものである。

したがって、川副ら論文によても、原告らの主張する各精神的苦痛は、それぞれ明確に区別できることが明らかである。

第4 中間指針等の基準では、精神的苦痛は賠償しきれていないこと

1 これまで「避難慰謝料」として議論されてきたもの

(1) はじめに

精神的苦痛の全体像及びそれが4つに明確に区別することができることは第2及び第3で述べたとおりであるが、中間指針等の基準では、精神的苦痛のほんの一部しか賠償対象としていないため、精神的苦痛全体を捕捉・評価しきれていない。

以下、詳述する。

(2) 中間指針等により賠償対象とされてきた「避難慰謝料」

ア はじめに

これまで、避難者の受けた精神的苦痛は、原賠審の作成した中間指針により、1人月額10万円（12万円）を目安とする「避難慰謝料」として支払われてきた。また、紛争解決センターが定める総括基準も、「避難慰謝料」に関する支払基準を打ち出してきた。

この「避難慰謝料」を基礎付ける要素は、以下のとおり、①正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）及び、②今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛（以下「見通し不安に関する慰謝料」という。）である（甲D205・24頁）。

イ 日常生活阻害慰謝料（①）

日常生活阻害慰謝料は、原賠審の中間指針（平成23年8月5日）で定められた精神的損害を指し、原発事故により避難を余儀なくされたこと等により、「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」に対する慰謝料である。

具体的には、中間指針（平成23年8月5日）が定めた第1期及び第2期の

避難慰謝料のほか、中間指針第二次追補（平成24年3月16日）が定めた第3期の避難慰謝料が含まれる。（以上、甲D205・24～25頁）

ウ 見通し不安に関する慰謝料（②）

中間指針は、原発事故発生から6か月を経過した「第2期」の慰謝料を月額5万円に減額した。

その後、平成24年2月14日、紛争解決センターは、第2期慰謝料に関する総括基準を出し、「避難者は、将来自宅に戻れる見込みがあるのかどうか、戻れるとともにそれが何年先のことになるのかが不明であり、自宅に戻れることを期待して避難生活を続けるか、自宅に戻ることを断念して自宅とは別の場所に生活拠点を移転するかを決し難く、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれている」と述べた上で、この精神的苦痛に対する慰謝料の目安を1人月額5万円と定めた。

このように、避難生活の長期化が余儀なくされる中で、今後の生活の見通しが立たないという不安な状態に置かれている苦痛については、総括基準が慰謝料の対象となることを明確に打ち出してきたところである。（以上、甲D205・25頁）

（3）小括

以上のとおり、中間指針や総括基準が賠償の対象としてきた①日常生活阻害慰謝料及び②見通し不安に関する慰謝料の中心的内容をなすのは、国の避難指示等により避難者が「自宅」に戻れないことからくる精神的損害である。

これらの要素は、上述した除本意見書でいえば、「②避難（生活）にともなう精神的苦痛」及び「③将来の見通しに関する不安」に該当し、上述した川副ら論文でいえば、主として「【3】避難したことにより避難先で生じた精神的苦痛」及び「【4】避難生活のその先への不安による精神的苦痛」に該当する内容である。

すなわち、中間指針や総括基準の対象としてきた精神的苦痛は、避難者に生じた精神的苦痛の全体像に照らせば、ほんの一部分の要素しか対象としていないのである。しかも、各要素に関しても、後述のとおり、十分に汲み尽くされているものではない。

以下、中間指針や総括基準では欠落している要素について、それぞれ述べる。

2 これまで議論してきた「避難慰謝料」から外れているもの

(1) 中間指針等で欠落しているもの

除本理史教授は、中間指針等に欠落しているものとして、①放射線被ばくの健康に対する不安、②避難及び避難生活による精神的苦痛（前述の日常生活阻害慰謝料はその一部に過ぎず、中間指針では汲み尽くされていない）、③将来の見通しに関する不安（見通しが不透明なもので迫られる「選択」など）、④「ふるさとの喪失」を挙げる（甲D205・26～29頁）。

(2) 放射線被ばくの健康影響に対する不安

ア 中間指針等では考慮されていないこと

原告らには、「相当量の放射線に曝露したため健康状態に対する具体的な不安感を抱くことによる精神的苦痛」が生じている。本訴訟で、原告らが、被ばく不安慰謝料として主張している内容である（詳細は、訴状第4・125頁以下等参照）。

除本意見書でいえば「①放射線被曝の健康影響に対する不安」、川副ら論文でいえば「【1】原発事故に直接起因してもたらされた精神的苦痛」の要素である。

しかしながら、中間指針は、住民の被ばくについて、実際に「生命・身体的損害」が出た場合に賠償することとし、被ばくをしたことの不安に関しては、「検査費用」の賠償にとどめている（甲D205・26～27頁）。

すなわち、放射線被ばくの健康影響に関する不安は、中間指針等では欠落している要素であり、別途賠償の対象とすべきである。

イ 他事案においても、別個の損害として賠償対象となっていること

福島県相馬郡飯舘村長泥行政区の住民らが、原紛センターに対して、集団ADRの申立てをした件につき、平成25年5月24日、原紛センターは、一部損害項目についての和解方針を示した。その和解方針の中で、原紛センターは、「本件事故後発生後、政府の避難指示がないまま、飯舘村長泥地区に留まり続けた申立人らは、放射線被曝への恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるであろうと認められ、その精神的苦痛は中間指針第3の6（指針）Iに規定する精神的苦痛に対する慰謝料の目安額では評価し尽くされていないというべきである。」として、中間指針の定める慰謝料とは別に、原発事故に伴う放射線被ばくへの恐怖や不安を理由とする精神的苦痛に対する賠償を明確に認めた（甲C30の2・1～2頁D）。

このように、被ばく不安慰謝料は、他の事案でも、中間指針が定める「避難慰謝料」とは別の損害として、賠償対象として認められている。

（3）避難及び避難生活による精神的苦痛

ア 中間指針では不十分であること

避難及び避難生活も、極めて深刻な身体的・精神的ストレスを与える。原告らが「避難慰謝料」の一部として主張している精神的苦痛であり、除本意見書でいえば「②避難（生活）にともなう精神的苦痛」、川副ら論文でいえば「【3】避難したことにより避難先で生じた精神的苦痛」に分類されるものである。

こうした精神的苦痛は、その一部は日常生活阻害慰謝料として賠償の対象になっているが、1人月額10万円という慰謝料額は、原賠審が原発避難を交通事故になぞらえて、自賠責保険の傷害慰謝料に基づいて決定したものであり、様々な点で問題がある。

例えば、自賠責保険の傷害慰謝料自体に明確な根拠がなく、本件においてそれをもとに慰謝料額を算定することが妥当か、十分な検討がなされていない。また、仮に自賠責基準を用いるとしても、原賠審は、避難生活は入院と異なり行動の制約がないことを理由に自賠責基準より減額して10万円としているという問題点もある。

このように、中間指針は、慰謝料額の決定過程に様々な問題点があり、避難及び避難生活による精神的苦痛を十分に評価しきれていない。（以上、甲D20 5・27頁）

イ 避難生活を送る上での困難さ

実際にも、原告らは、以下のように、避難生活を送る上で精神的苦痛を受けってきた。

(ア) 意に反する避難とその後の避難生活を強いられたこと

原告らは、本件原発事故において、着の身着のままでの避難を開始し、その後も、十分な情報が与えられないまま、長期にわたる避難生活を強いられることになった。

避難所の環境・状況は苛酷なものであったほか、短い期間で避難所を点々とした原告らも多く、大きな精神的苦痛をもたらした。仮設住宅等はこれまでの広い一軒家とは全く異なる閉鎖的な空間であり、周辺環境も従前とは全く異なり、心身共に大きなストレスが生じた。

詳細は、訴状第3の2（1）（85頁以下）で述べたところである。

(イ) 平穏な日常生活の喪失・自宅に立ち寄れない苦痛

浪江町民は、情報不足の中独自の判断で避難せざるを得なかつたことから、全国各地に分散して避難する結果となった。居住環境の変化や、就業、通学、介護などの理由から、家族が離散してしまう者も多く存在した。物理的には離散せずとも、大きなストレスがかかる状況の下、家族内の不和が生じ、精神的に分断されてしまうケースも多かった。

子どもは、学校での仲間や就業環境を奪われたことにより、生活の楽しみを失ったし、高齢者は、慣れ親しんだ住環境や世帯を奪われたことにより、生きがいを失い、健康状態の悪化にもつながった。

また、原告らの中には、避難先で、差別や偏見から来るいじめや差別にあつた者も多かった。

原告らは、突如浪江町での生活を奪われ、辛い避難生活の中で、生活の根拠であった自宅に自由に帰ることすらできず、大きな苦痛を味わった。

詳細は、訴状第3の2(2)(93頁以下)で述べたところである。

(ウ) 先の見通しがつかない苦痛

避難生活を強いられた原告らにとって、一刻も早く元通りの日常生活に戻ることが一番の望みであったし、仮に戻れないのだとすれば、それを前提に日常生活の立て直しをしなければならない。

しかしながら、浪江町は、帰還困難区域の範囲が広い上に、他町村と比べても震災・津波被害が大きく、除染が遅れたり、各種インフラ整備が遅れていた。そのため、原告らは、浪江町に戻れるのか、戻ってもよいのかがわからず、長期間不安定な立場に置かれ続けてきた。

このように、原告らは、長い間先の見通しがつかず、その間苦痛を感じ続けてきた。

詳細は、訴状第3の2(3)(105頁以下)で述べたところである。

(エ) 中間指針では評価し尽くされていないこと

上記の(ア)ないし(ウ)の精神的苦痛は、原告らが、避難慰謝料の要素の一部として主張しているものであるが、上述のとおり、中間指針において一部考慮されてはいるものの、被害実態を十分に汲み切れておらず、慰謝料額としては極めて不十分である。

なお、浪江町集団ADRにおいて原紛センターが提案した和解案では、高齢者(平成23年3月11日時点において年齢が75歳以上ないし、平成23年3

月12日以降、年齢が75歳に達した者)について、日常生活阻害慰謝料として、特別に月額3万円の加算を認められており、高齢者に特化した判断ではあるものの、中間指針の定める金額では到底足りないことが浮き彫りとなっている。

ウ 小括

以上のように、中間指針の定める1人月額10万円という慰謝料額には明確な根拠がなく、その金額は、被害実態に照らせば極めて不十分である。

したがって、原告らが主張するとおり、避難慰謝料（日常生活阻害慰謝料）としては、中間指針の定める金額にとらわれず、被害実態に即した金額が認められるべきである。

（4）将来の見通しに関する不安（見通しが不透明なもとで迫られる「選択」など）

ア 総括基準だけでは十分に捉え切れていないこと

上述のとおり、紛争解決センターの総括基準は、本件原発事故から半年が経過した第2期の慰謝料について、避難生活の長期化が余儀なくされる中で、今後の生活の見通しが立たないという不安な状態に置かれている苦痛を慰謝料の対象とすべきと定めた（見通し不安に関する慰謝料）。

しかしながら、総括基準の表現は、原告らの精神的苦痛を十分に捉え切れていない。

原告らは、就労や進学などさまざまな転機が訪れるたびに、生活再建の場をどこに定めるかという意思決定を迫られたり、意思決定の前提条件が不透明なまま、将来の生活設計にかかわる重要な選択を強いられてきたのである。避難先での避難生活の継続を余儀なくされ、帰還の目処も立っていない（帰れるかどうかすらわからない）状態が長期間続く中で、人生の重要な選択をしなければならない苦痛は、想像に難くない。こうした苦痛は、総括基準では捉え切れていないものである。

また、浪江町集団ADRにおいて原紛センターが提案した和解案においては、

原告らが感じてきた将来に対する不安が評価され、慰謝料の増額が認められている。すなわち、和解案は、「帰還の目途が立たない中での避難生活では、そもそも帰還を前提に人生設計を立てるべきなのか、帰還を断念して別の生活設計を立てるべきなのか見当がつかず、時間の経過とともに将来への不安が増大することは想像に難くないことから、…そのような状態に置かれていると認められる申立人らが、このように、『将来への不安』を『増幅』させることは当然のことである」と判断し、中間指針の月額10万円の慰謝料とは別に、5万円の増額を認めた。この将来への不安の増大に関する慰謝料は、上述のとおり、「和解案提示理由補充書」（2014年8月25日）が、見通し不安を、①「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」（中間指針21頁）と②「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」であることによる精神的苦痛とに分けた上で、未だ賠償されていない②について、慰謝料を加算するよう求めているものであることに照らせば、中間指針では捉え切れていない将来に対する不安・焦燥感・無気力感の増大を評価したものである。さらに言えば、同和解案は、見通し不安の慰謝料を認めた総括基準が対象としていない第3期以降も、少なくとも同額以上の慰謝料額が認められるべきことを指摘したものと考えられる点で、総括基準では不十分であることを示したものにはかならない。

このように、将来の見通しが不透明なもので「選択」を迫られてきたことによる苦痛や、将来に対する不安・焦燥感・無気力感の増大は、総括基準では十分に捉え切れていない。（以上、甲D205・27～28頁）

イ 原告らの主張

原告らは、本訴訟において、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であり、自らの将来について、不安を増幅させざるを得ない状態に置かれてきたことについて、避難慰謝料の内容の1つとして、④将来に対する不安・焦燥感・無気力感の増大に関する苦痛として主張している。

例えば、進学・転学や就職・転職、結婚・出産、他地域への転居といった人生設計上の重要な選択においても、「今の（避難）生活がいつまで続くのか」、帰還は「（いつ）できるのか」を予測しがたい状況では、決断を下すことが困難である。その結果として、原告らは、将来に対する希望や生きがいを見出せなかったり、生活設計が立てられず、不安定な現状の継続を強いられたりして、不安感や焦燥感、無気力感ばかりを募らせてきたのである。

こうした精神的苦痛は、まさに、将来の見通しが不透明なもので「選択」を迫られることによる苦痛であり、また、浪江町ADRの和解案で指摘された将来の不安が増幅することによる苦痛であり、これまでの中間指針や総括基準では十分に汲み取り切れていたかった苦痛である。

なお、除本意見書でいえば「③将来の見通しに関する不安」に該当し、川副ら論文でいえば「【4】避難生活のその先への不安による精神的苦痛」に分類されるものである。

ウ 小括

以上のとおり、原告らの主張する「④将来に対する不安・焦燥感・無気力感の増大に関する苦痛」は、中間指針では欠落しており、かつ総括基準でも捉え切れていない要素であり、別途賠償の対象とすべきである。

（5）ふるさとの喪失（コミュニティ破壊）

ア ふるさとの喪失の内容

原告らには、浪江町というコミュニティを破壊されたことによる精神的苦痛が生じている。本訴訟で、原告らが、コミュニティ破壊慰謝料として主張している内容である（詳細は、訴状第2・71頁以下参照）。

除本意見書でいえば「④『ふるさとを失った』という喪失感」、川副ら論文でいえば「【2】避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛」の要素である。

イ 中間指針等では評価されていないこと

原告らが受けたコミュニティ破壊に関する苦痛は、これまで、中間指針や総括基準で「避難慰謝料」として評価されてきた苦痛とは、明確に区別できる。

まず、上述のとおり、コミュニティ破壊の要素は、除本意見書や川副ら論文の精神的苦痛の分類上、避難慰謝料の要素とは、明確に区別できる。

川副ら論文では、因子分析の結果、「浪江町民にとって、『ふるさと喪失』が、避難元での人間関係の喪失と避難先での脆弱な人間関係の甘受、そして継承性を喪失したことを合わせた独自の被害として認識されていることが明らかとなつた」とも結論づけているところである（甲D206・70～71頁）。

実際にも、中間指針においては、ふるさとを失い、コミュニティを破壊された喪失感に関する苦痛について、第2期までの慰謝料からは完全に外されている。また、第3期以降については、中間指針第二次追補では、「帰還困難区域にあつては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」と注記した上で、新たに設定される区域に応じて、月額10万円を基準にした一定額をまとめ払いすることとしており、いかにも、元の居住地（避難元）における生活の断念についての慰謝料が含まれているような記載となっている。しかしながら、日常生活阻害慰謝料として月額10万円が相当期間継続していることに照らせば、日常生活阻害慰謝料を単にまとめ払いしたに過ぎないのであり、結局、原賠審が定めた基準では、避難元における生活の断念についての苦痛は十分に評価されていないと解するほかない。

さらに、中間指針第四次追補は、帰還困難区域等（大熊町、双葉町は全域。以下同じ）について、1人1000万円の慰謝料を追加した。ただし、中間指針第二次追補で1人600万円（月額10万円の5年分）の賠償のうち、平成26年3月以降に相当する部分（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く）は、1000万円から控除することとしている。しかしながら、この帰還困難区域等に対する一括払いされた慰謝料についても、ふるさと喪失（コミュニティ破壊）慰謝料と同視することはできない。なぜならば、まずもって、原賠審では、上記

一括払いの慰謝料について、避難慰謝料との区別は不明瞭のまま議論が終結している。また、中間指針第二次追補で示された600万円のうち将来分を控除するという計算をしている以上、両者は足し引き可能な同質なものであるはずであることからすれば、1000万円の新たな慰謝料も、避難慰謝料と基本的に同質なものと考えるのが自然である。加えて、帰還困難区域等以外では、慰謝料は引き続き月額10万円であるところ、それが積み重なって「故郷喪失慰謝料」とほぼ同額になると、慰謝料が頭打ちになると定められていることからすれば、中間指針第四次追補は、帰還困難区域等について、避難慰謝料の将来分をまとめ払いする期間を延伸したにすぎない。以上の通り、中間指針第四次追補で定められた新たな慰謝料も、避難慰謝料の一括払いという意味合いが強いものであり、ふるさと喪失（コミュニティ破壊）慰謝料とは別に考えるべきものである。

（以上、甲D205・29～32頁）。

ウ 他訴訟においても、別個の損害として賠償対象となっていること

本件原発事故の被害者を原告とする他の集団訴訟においても、本訴訟で原告らが主張するコミュニティ破壊慰謝料と同種の「ふるさと喪失（・変容）慰謝料」が、避難慰謝料とは別個独立の損害として認められ、賠償の対象となっている。

具体的には、いわゆる千葉判決（千葉地裁平成25年（ワ）第515号、第1476号、第1477号平成29年9月22日判決）は、「本件事故により生じる精神的苦痛に係る損害のうち、避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものについては、ふるさと喪失慰謝料と呼称するかどうかはともかく、本件事故と相当因果関係のある精神的損害として、賠償の対象となるというべきである。」として、避難生活に伴う慰謝料とは別個の精神的損害として「ふるさと喪失慰謝料」を認定し、個別の慰謝料を認めた。

また、いわゆる浜通り避難者訴訟の控訴審判決（仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決）は、「被告（※原告ら代理人注：被告東電）が…原賠審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償

基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的」 「当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽せない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法と考える」（同判決39頁）とした上で、「地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切」（同48頁）として、中間指針に従った被告東電の賠償基準では評価し尽くせない損害があること、そしていわゆる「ふるさと喪失・変容」の慰謝料がそのような「評価し尽くされない損害」として避難慰謝料（及び避難を余儀なくされた慰謝料）とは別個独立のものであることを認め、個別の慰謝料を認めた。

さらに、いわゆる小高訴訟の控訴審判決（東京高裁平成30年（ネ）平第2335号令和2年3月17日判決）は、「地域の住民が従前属していた自らの生活の本拠である住居地を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）は、人間としての生活や健全な人格形成等の基礎となるものであり、それが法的保護に値する利益であることは明らかであって、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解されるから、それが侵害されたと認められる場合には、少なくともこれによって被った精神的損害は慰謝料算定の要素として考慮すべきものというべき

であ」り、「『小高に生きる』ことの利益と呼ぶことも可能である」と解した上で（同判決26～27頁）、「著しい生活基盤の変容に基づく損害は、人の現実の生活や営みということを考えると、避難指示により従前の生活の本拠における生活基盤から切り離されたこと自体に基づく精神的損害とは別個の損害というべきであって、避難慰謝料とは別に慰謝料による賠償の対象となる」と認めた（同32～33頁）。

最近では、避難者が提起した集団訴訟において、仙台地裁は、「本件事故によって生活地域の状況が大きく変容した場合、生活地域に帰還しても、本件事故が発生する前と同様の状況で日常生活を送ることができない。また、そのために生活地域への帰還を断念することがあるとしても、決して不合理なこととはいえない。」として、「生活地域に帰還しても本件事故が発生する前と同様の状況で日常生活を送ることができないことによる精神的苦痛又はそのために生活地域への帰還を断念したことによる精神的苦痛」に関し、避難慰謝料とは別に、「故郷喪失・変容慰謝料」として賠償対象と認めた（仙台地裁平成26年（ワ）第252号等令和2年8月11日判決135頁）。

エ 小括

以上のとおり、原告らの主張するコミュニティ破壊に関する苦痛は、中間指針等では欠落している要素であり、別途賠償の対象とすべきである。

3 精神的苦痛は、これまでの中間指針等では慰謝しきれていないこと

以上のとおり、原告らが本件原発事故により受けた精神的苦痛は、中間指針や総括基準では評価し尽くされていないから、原告らの主張する、被ばく不安慰謝料、コミュニティ破壊慰謝料は、それぞれ認められるべきであるし、避難慰謝料の増額も認められるべきである。

第5 原告らの受けた精神的苦痛は属性差がないこと

1 川副ら論文のクロス集計

本研究では、アンケート調査のうち原発避難者が被った35項目にわたる精神的苦痛について、上述した4分類である【1】原発事故に直接起因してもたらされた精神的苦痛、【2】避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛、【3】避難したことにより避難先で生じた精神的苦痛、【4】避難生活のその先への不安による精神的苦痛に区分した上で、その回答内容（苦痛・不安の程度）と、性別・地区といった回答者の属性との関係を分析している（クロス集計による分析、甲D206・64頁～）。

2 調査結果

本研究の分析では、以下の事実が明らかとなった。

まず第一に、【2】避難したことにより避難元で生じた精神的苦痛及び【4】避難生活のその先への不安による精神的苦痛については、浪江町民全体が押しながら強い精神的苦痛を感じているという事実である。前者は、原告らが主張している「コミュニティ破壊慰謝料」に対応し、後者は、原告らが主張している「避難慰謝料」に対応する精神的苦痛である。

第二に、上記以外の精神的苦痛の分類についても、一部の項目を除き、ほぼ全ての項目について、性差や避難指示区域による違いがほとんど見られないという事実である。特に、人間関係に関する項目と、避難生活の先の将来への不安については、避難指示区域による違いは見られない。（以上、甲D206・67頁）

以上のように、本研究は、原告らが、性差や避難指示区域といった属性差なく、それぞれが非常に似通った精神的苦痛を受けてきたものであることを、裏付けている。

3 小括

よって、原告らは、それぞれが性差や避難指示区域の差なく、押しなべて強い精神的苦痛を感じてきたものであるから、その全員について、コミュニティ破壊慰謝料、避難慰謝料、被ばく不安慰謝料がそれぞれ認められるべきである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国（4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局））が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国（7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁））が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位⑦	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O.P.+13m+1mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位⑧	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+10mの水位（上記仮定水位O.P.+14mと設計水位O.P.+5.6mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解仲介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析よりー」と題する論文（甲D206）	準備書面（13）	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決	準備書面（13）	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年（ネ）第2335号令和2年3月17日判決	準備書面（13）	26	